



中駐在所だより

令和6年4月号

中駐在所

0285-38-0042

春の交通安全県民総ぐるみ運動

実施期間 令和6年4月6日(土)から4月15日(月)まで

交通安全スローガン **マナーアップ!あなたが主役です**

重点推進事項

1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

通学時間帯の安全確保や交通指導などを徹底し、地域ぐるみでこどもの交通事故防止を図りましょう。

また、横断歩道を渡る・信号に従うなど基本的な交通ルールを守りましょう。



2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

車の運転をされる方は、横断歩道手前での減速や歩行者優先などはマナーではなく、交通ルールであることを理解しましょう。

また、妨害運転にならないよう「思いやり」や「ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。



3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの厳守

全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。

「自転車とヘルメットはワンセット」を合言葉に、ヘルメットを着用しましょう。



金属の窃盗被害が多発

小山警察署管内では、昨年からの太陽光発電所のケーブルなどを中心にした金属の盗難被害が多発しています。

中駐在所管内においても、太陽光発電所の銅線ケーブルや神社の屋根に使われている銅板などを狙った盗難被害が相次いでおりますので、自宅の近くに設置されている太陽光発電所や神社などありましたら気にかけていただき、不審な人物を見かけた際には、迷わず警察への通報をお願いします。

